

御供所地区の良好なまちなみ形成に向けて、 補助金対象事業を募集しています！

福岡市では、歴史的資源と調和した良好なまちなみ景観を形成・保全し、後世に伝えていくため、御供所地区都市景観形成地区における住宅等の新築・改修などに際して、道路や公園などに面した建物外観等の修景に要する費用の一部を補助しています。

※本募集は、議会での予算成立を前提としておりますので、今後内容等が変更になることもあります。

応募方法

対象費用の詳細等をご説明しますので、まずは、下記担当までご相談ください。

期日までに提出書類に必要事項を記入し、都市景観室までご持参ください。

※様式は都市景観室で受取、または福岡市 HP (<http://www.city.fukuoka.lg.jp>) からダウンロードできます。

福岡市 景観



整備の事例



上呉服町飲食店



御供所町個人住宅

お問い合わせ先

福岡市住宅都市局
都市景観室 TEL 092-711-4589
担当：推進係 FAX 092-733-5590

応募要件

■ 補助金交付対象者

対象地区（下図）内の建築物の所有者または占有者で、建築物等の修景を行う方*

※その他、市税の滞納がないこと、暴力団関係者でないことが要件です



■ 補助金の対象費用および補助金の額

1. 対象費用

景観形成基準に基づいた建物外観や外構の整備に要する費用のうち、通常の整備に要する費用を除外した費用

2. 補助金の額

対象費用の2分の1以内、かつ限度額 300 万円

■ 留意事項

1. 申込み多数の場合は、按分による減額などを行う場合があります。また先着順のため、予定より早く募集を終了する場合があります。
2. 申請前に着手・完了している場合は、補助金の対象になりません。
3. 原則として年度内に工事を完了していただく必要がありますが、ご相談ください。

景観の届出制度について

御供所地区では、境内の豊かな緑や路地、町割りなどを活かした魅力あるまちなみの形成・保全を図るため、平成10年に都市景観形成地区に指定し、建物の外観を落ち着いた色とすることや1階に庇を設置することなどの基準を定めています。建物の新築や屋根・外壁の塗替えなどを行う場合には、届出などの手続きが必要となりますので、事前に都市景観室にご相談ください。

なお、店舗等のテナント営業者が、外壁の塗替えや看板を設置しようとする際も、手続きが必要となる場合がございますので、あわせて関係者への周知をお願いします。

届出対象行為

こんな場合には**事前に**届出が必要です！



建物を新築するとき



建物を増築するとき



建物を改築するとき



屋根・外壁を塗り替えるとき



携帯電話の基地局アンテナを設置するとき



塀や生け垣をつくるとき



コインパーキングをつくるとき



大きな木を切り倒すとき



看板を設置するとき

※屋外広告物許可申請

条例で定められた規模以下のものや、行為を行う箇所によっては届出が不要なものもあります。制度の内容についてご不明な点などございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

届出手続きの流れ

